

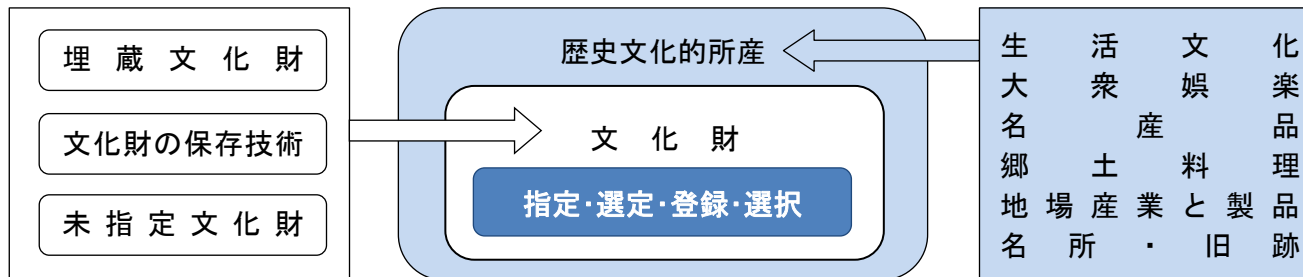
1 大綱策定の背景と目的

- 【背景】**
- 過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化の中で、文化財の滅失・散逸の防止が必要
 - 文化財をまちづくりに生かし、継承者を確保し、地域社会全体で保存・活用に取り組む体制の整備が必要
 - 2018年の文化財保護法改正で、都道府県による「文化財保存活用大綱」の策定が可能に
- 【目的】**
- 本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県・市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤を提示するもの

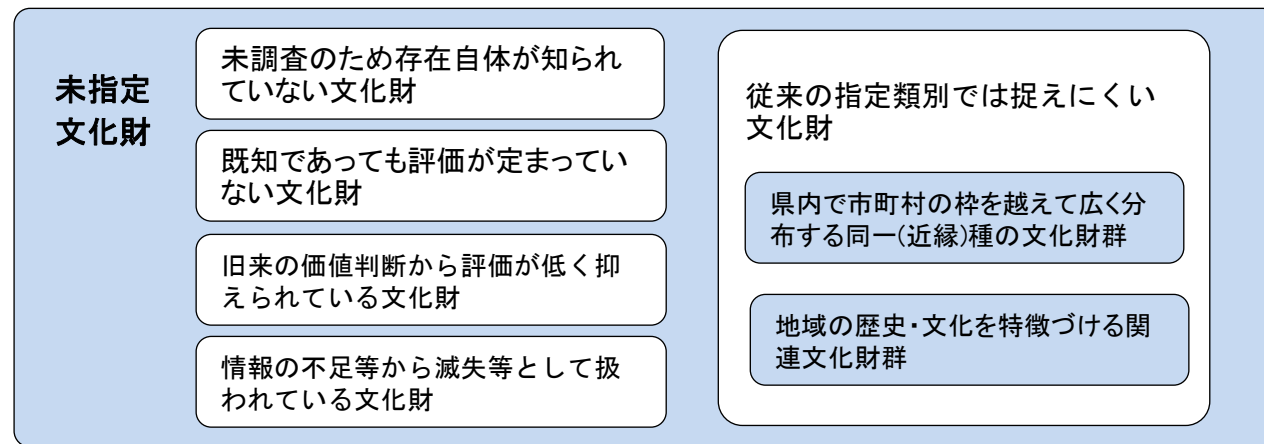
2 大綱が対象とする文化財

- 文化財保護法第2条の6分野の文化財
 - 有形文化財（建造物・美術工芸品）
 - 無形文化財
 - 民俗文化財（有形の民俗文化財・無形の民俗文化財）
 - 記念物（史跡・名勝・天然記念物）
 - 文化的景観
 - 伝統的建造物群
- 文化財保護法第92条の埋蔵文化財と第147条の文化財の保存技術
- 未指定文化財
- 地域にとって重要で、次世代に継承すべき 歴史文化的所産

【大綱が対象とする文化財のイメージ】



【未指定文化財の位置づけ】



3 大綱の位置付け

- 文化財保護法に規定する、本県の「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」（第183条の2）

4 大綱の主な内容

文化財の保存・活用に関する基本的な方針

- 県内所在の文化財の現状と保存・活用に関する取組の指針
 - ・ 文化財の種類（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群、文化財の保存技術、埋蔵文化財）ごとに、現状の課題と今後の対応方針を示し、それぞれの文化財の種類・性質に応じた保存・活用を図る。
- 未指定文化財等の保存と活用
 - 【未指定文化財の保護措置の拡大】**
 - ・ 未指定文化財を幅広く把握し、保護するために、文化財を取り巻く周辺環境も含めて保存・活用する方策を検討する。
 - ・ 本県の歴史・文化を理解するため、県内で市町村の枠を越えて広く分布する同一（近縁）種の文化財群や、地域の歴史・文化を特徴づける関連文化財群というまとまりで保護する枠組を検討する。
 - 【その他の歴史文化的所産】**
 - ・ その他の歴史文化的所産〔生活文化、大衆娯楽、名産品、郷土料理、地場産業と製品、名所・旧跡〕についても、我々の生活の「豊かさ」の一部を構成しているものであるため、将来に向けて保存・活用を図る。

文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置

- 文化財の調査と指定
 - 【文化財の調査活動】**
 - ・ これまで、県や市町村、研究機関、博物館等が実施してきた文化財調査の成果を地域ごとに束ね、必要な分野を補完し、未指定を含む総合的な文化財リストとして取りまとめ、保存・活用に向け、日常管理や防火・防犯、大規模災害に備える基本情報とする。
- 文化財の修理、整備等への支援
 - 【個別の文化財への支援】**
 - ・ 地方公共団体以外の所有者等が行う国・県指定文化財の保存修理事業に対して補助金を交付するとともに、学識者による指導、監修を行い、適切な修理が行われることを支援する。
- 文化財の所有者等への支援
 - 【保存活用計画策定への支援】**
 - ・ 所有者等が国・県指定文化財の「保存活用計画」を策定する際、補助金制度の活用や類似する先行事例についての情報提供、学識者・関係者等で構成される保存活用計画検討委員会への職員派遣等により支援する。
 - 【日常管理への支援】**
 - ・ 文化財の日常管理について、文化財保護指導委員による巡視活動や所有者への助言などの体制の整備を図るため、専門知識向上のための研修を行うとともに、市町村が設置する文化財保護指導委員と連携を図る。
 - ・ 所有者の高齢化などにより、日常的な管理が難しい場合に「管理責任者」の選任について助言を行う。
 - 【助成制度等の活用】**
 - ・ 国及び県の文化財保存修理事業に対する助成制度の活用を促すとともに、保護部局以外の文化財に対する助成制度、民間団体等の助成、寄附金、クラウドファンディング、貸付等の制度について、所有者への情報提供を図る。

【後継者育成のための支援】

- ・無形文化財の保持者や無形の民俗文化財の保存団体による伝承活動を支援するため、保持者及び無形の民俗文化財においては、保存団体または市町村による保存活用計画の作成に対する指導・助言を行うとともに、地元の小・中学校で保存団体が民俗芸能等を伝承する「伝統文化出張講座」を継続していく。

○ **人材の確保と育成**

【文化財担当専門職員の確保】

- ・大学、博物館等に協力を求め、市町村の文化財担当職員を対象として、各種文化財分野における基礎的な知識・技能の習得を目的とする研修会を実施する。

【関連分野からの人材確保】

- ・文化財の保存修理を監理する人材を育成するため、建築士を対象に実施している「あいちヘリテージマネージャー養成講座」のように、他の関連分野の技術者等に対して、保存・活用に係るサポートを要請できる制度について、同様に導入を図る。

○ **重点的な取組**

- ・あいちの文化の特色の一つである山車文化について、県内の山車まつり保存団体及び地元市町村が相互に交流・連携して山車まつりの保存・継承及び振興を図るとともに、その魅力を県内外へ広く発信することを支援する。
- ・2020年11月に開館する「あいち朝日遺跡ミュージアム」における貝殻山貝塚及び朝日遺跡出土品の保存・活用を図る。
- ・「断夫山古墳」保存・活用を目指した調査を行い、保存活用計画を策定する。

県内市町村への支援の方針

○ **各種の計画策定への支援**

【文化財保存活用地域計画】

- ・市町村による「文化財保存活用地域計画」の策定にあたり、市町村が設置する協議会への県職員の派遣等、必要な支援を行う。また、策定にあたり域内の文化財の調査・把握等が必要なことから、その手法等について助言する。

【個別の文化財についての保存活用計画】

- ・市町村が所有者又は管理団体となる国・県指定文化財等の「保存活用計画」の策定について、指導・助言を行い支援する。所有者等が自ら策定する場合には、補助制度の適用や先行事例についての情報提供を行うなど、市町村と連携して支援する。

○ **修理・整備事業への支援**

- ・市町村が事業主体となる文化財の修理や整備事業に際し、県文化財保護審議会委員等修理の専門知識をもつ学識者による指導・助言を行うなど、必要な支援を行う。
- ・国指定及び登録文化財に関する事業について、文化庁との調整を行うとともに、文化庁及び文化庁以外の補助メニューに関する情報を収集し提供する。

防犯・防災対策と緊急時の対応

○ **文化財の現状把握と文化財レスキュー台帳**

【文化財の現状把握のための取組】

- ・文化財の現状把握のため、未指定文化財も含めた所在場所及び管理状況についての現況調査を行う。また、市町村文化財台帳や市町村が実施した文化財調査の結果を集約し、県内文化財の現状把握に努めるとともに、未指定を含めた文化財の^{しっかい}悉皆調査を推進する。

【文化財の巡視活動】

- ・文化財保護指導委員による通年の巡視活動を行うと共に、市町村に文化財保護指導委員が設置された場合には、巡視活動の一層の充実を図るため、両者の連携を図る。

【文化財レスキュー台帳の作成】

- ・文化財の現況調査の成果を反映して、既存の文化財防災台帳を発展させることにより、文化財の所在する地域ごとの文化財防災・救援業務の基本資料となる「文化財レスキュー台帳」の作成を進める。

○ **大規模災害への対応**

【文化財ハザードマップの作成と事前の被災回避措置】

- ・各市町村において、災害別ハザードマップと文化財の所在地を重ね合わせた、「文化財ハザードマップ」の作成を推進する。

【文化財防災を目的としたネットワークの構築】

- ・大規模災害発生時に、行政機関だけでなく、博物館等の関連施設、大学をはじめとする研究機関やNPO等の関係団体が連携して活動できる体制として、文化財の防災を目的としたネットワークを整備する。
- ・文化庁と国立文化財機構が整備を進めている、文化財防災ネットワーク事業との連携を図る。

文化財の保存・活用の推進体制

